

共済貸付金の返済について

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

今年度末に退職
される方へ

公立学校共済組合から貸付けを受け、退職時に返済が終了していない場合は、退職手当から貸付金の残金等を一括返済しなければなりません。

また、退職前に貸付金を全額返済することもできます。

1 退職手当で返済する場合

退職手当から、**退職時の貸付金の残金とこれに係る利息**を加算した額を一括して源泉控除します。

控除に係る手続きは不要です。

＜令和2年3月末に退職し、令和2年4月に退職手当が支給される場合の控除額＞

毎月返済分・・・令和2年3月末の貸付金残金＋4月分の利息

ボーナス返済分・・・令和元年12月末の貸付金残金＋1～4月分の利息

※ 償還猶予残高等がある場合はその分についても加算します。

注意！ 退職手当が貸付金控除額に満たない場合

不足金分の振込依頼書を送付しますので、指定した**期限内に各自**で入金してください（送付前にご連絡いたします）。

2 退職前に全額返済する場合

3月に実施される全額繰上償還で、退職前に貸付金の残金を一括返済することができます。

この場合、上記退職手当からの源泉控除とは異なり、毎月返済のみの方は**4月分の経過利息を返済する必要がありません**。是非、全額繰上償還をご利用ください。

ただし、全額繰上償還は、各自で申込み手続きが必要となります。申込み方法は、**2月10日（必着）**までに「全額繰上償還申出書（様式第10号）」と84円切手1枚を同封し、郵送又は持参してください。

	退職手当からの控除	全額繰上償還
返済額	3月末時点の貸付金残金 ＋4月分までの経過利息	3月末時点の貸付金残金のみ
手続き	不要（※）	必要
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・（※）不足金が生じる場合は、各自で入金手続き等が必要です。・償還猶予残高等がある場合は、返済額に加算します。	<ul style="list-style-type: none">・申込み後に送付される振込依頼書を使用し、各自金融機関で入金してください。・入金期間は3月1日～15日です。・入金後、3月給料から最後の控除が行われ、全額完済となります。

詳しい内容については、「ゆとり別冊」P47～を参照してください。